

1 はじめに

親事業者と下請事業者は、長期間にわたり継続的に取引していることが多く、本来は相互に信頼・依存関係に基づく公正な取引であるべきものですが、下請取引において、取引上優位にある親事業者が、下請代金の支払いを遅らせたり、下請代金の支払いに際し減額を要求する、あるいは注文品の受領を拒んだり、一旦受領したものを返品したりするなどのことが行われることがあります。

このような親事業者による不当な行為を防止し、親事業者と下請事業者との下請取引を公正化し、下請事業者の利益を保護するために、昭和31年（1956年）に、独占禁止法の補完法として、下請代金支払遅延等防止法（「下請法」）が制定されました。

下請法は、対象となる下請取引の範囲及び親事業者の義務並びに禁止行為を明確にし、公正取引委員会等に親事業者に対する調査権限を付与するとともに、下請法を遵守しない親事業者に対しては改善指導を行うことにより、問題を迅速かつ効果的に処理することができるような内容になっています。

また、下請法は、「下請事業者の利益を保護する」という目的から、中小企業関係法としての性格を併せもっており、国の中小企業施策の重要な柱の1つとして位置付けられています。

下請法は、昭和31年の制定後、下請取引を取り巻く経済環境の変化に応じて数次の改正がされており、特に、平成15年の改正（平成16年4月1日施行）では、経済のソフト化、サービス化、IT化といった社会経済環境の変化に対応して、対象となる下請取引の範囲について、これまでの「製造委託」・「修理委託」から、「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」まで拡大し、更に金型の製造を委託することも適用対象とし、親事業者の禁止行為も「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」や「不当な給付内容の変更・やり直しの禁止」等が追加されました。

平成28年12月には、下請法等の一層の運用強化に向けた国の取組の一環として、下請法の運用基準が13年ぶりに改正されるとともに、支払手段に関する要請の通達も50年ぶりに改正されるなどの大きな動きがありました。

親事業者が違反行為を行い、その違反行為が下請事業者に重大な不利益を与えるものと思料されるときは、公正取引委員会は、勧告によって改善措置を採ることになります。勧告されると、会社名が公表されることになり、これがひいては、その会社の社会的な信用失墜にもつながりかねません。

親事業者にとっては、下請取引に関係する全員が下請法の内容をしっかりと理解し、違反を起こさないようにすることが強く求められているといえます。